5福薬業発第138号

令和5年6月23日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 千代丸 康重

薬局機能情報提供制度に係る全国統一システム移行に伴う アカウント発行について(申請受付期間延長に伴う再周知依頼)

平素より、本会業務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和5年4月3日付け5福薬業発第8号にてお知 らせいたしましたが、福岡県保健医療介護部薬務課より別添のとおり再周知依 頼がありましたのでお知らせいたします。

薬局機能情報提供制度の報告につきましては、令和6年1月から国の全国統 ーシステム(G-MIS)で行われることとなり、それに伴う準備として、各薬局に おいて G-MIS システムの新規アカウント発行を申請いただく必要があります。

申請いただいていない薬局が多数あり、申請受付期間が延長されました。

なお、申請に関する詳細については、別添をご確認ください。

ご多忙中とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

5 薬第 6 2 7 号

令和5年6月23日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長

(薬務課薬事係)

薬局機能情報提供制度に係る全国統一システム移行に伴う アカウント発行について(申請受付期間延長に伴う再周知依頼)

本県の薬務行政につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、薬局機能情報提供制度につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律第8条の2に規定に基づき、本県では毎年1月から3月までを 定期報告の期間として定め、県内の薬局開設者からの報告を受け付けているところです。

さて、同制度に係る報告については、令和6年1月から国の全国統一システム(G-MIS) で行っていただくこととなります。(従来のふくおか電子申請サービスによる報告受付は令 和5年12月に終了)

それに伴う準備として、各薬局において G-MIS システムの新規アカウント発行を申請い ただく必要がございます。既に一度周知をしていただいていますが、申請いただいていない 薬局が多数ありますので、この度申請受付期間を延長いたしました。貴会会員に対して再周 知をお願いします。

記

- 1 対象薬局 令和5年4月1日現在、開設許可を受けている薬局(注1、注2、注3)
- 2 申請受付期間 6月29日(木)14時まで(注4、注5)
- 3 申請方法 別添「薬局管理者の皆さまへ」を参照の上、厚生労働省 G-MIS ホームペ ージから申請(注6)

URL: <u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html</u>

- 4 申請上の注意
 - ・登録する「メールアドレス」は、今後必ず確認できるものを使用してください。
 - ・「機関名」には薬局開設許可証に記載されている「薬局の名称」を入力してください。
 - ・登録に必要となる「機関コード」は<u>薬局開設許可番号を入力</u>してください。

5 発行時期

令和5年11月頃に G-MIS システムから各薬局宛てにアカウント発行通知のメールが 届きます。

6 送 付 物

- (1) 薬局管理者の皆さまへ ・・・薬局への周知に御利用ください。
- (2) 新規ユーザ登録申請 操作マニュアル Ver.1.00
- ・・・4月1日に厚生労働省ホームページに掲載される申請者向けマニュアルです。 (3) G-MIS への移行までのフロー
- (4) 全国統一システムについて

※薬局への周知の際には、(2)~(4)の添付は必要ありません。

- (注1) 令和5年4月2日以降に開設許可を受けた薬局については、今回依頼するアカウ ント申請の対象外(周知不要)とします。令和5年11月頃に別途御案内をしま すので、お待ちいただくようお願いします。
- (注2) 福岡県薬剤師会非会員の薬局に対しては、保健所から周知を行います。
- (注3) 1薬局につき、1アカウントの申請が必要です。なお、1つのメールアドレスを 複数のアカウントに登録することは可能です。
- (注4)システム上、申請は6月30日(金)まで行うことが可能ですが、薬局の申請後、 県が申請内容を確認・承認を行う作業があり、全ての承認作業を6月30日まで に完了する必要があります。この度、受付期間を延長し、6月29日(木)14 時までの申請受付として再周知の御協力をよろしくお願いします。
- (注5) やむを得ず、6月までにアカウント申請ができなかった薬局は、11月以降にア カウント申請をいただく形となります。
- (注6) 電子申請による報告ができない薬局は、G-MISのアカウント申請は不要です。薬局 機能情報の報告は、紙媒体により県へ報告する形となります。

=== 問合せ先 === 福岡県保健医療介護部薬務課薬事係 TEL 092-643-3284 FAX 092-643-3305 メール yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

菜局管理者の皆さまへ ~薬局機能情報提供制度のユーザ登録申請手順のご案内~

【重要!】各薬局において、<u>令和5年6月29日14時までに</u>、下記に従い、G-MISの ユーザー登録申請をお願いします。 ~令和6年1月の薬局機能情報定期報告から必要となります。~

登録申請方法 ※令和5年4月から6月の申請期間における手順であり、申請期間が終了した後(7月以降)は使用できません

二次元コード

1. 申請作業をされる薬局のご担当の方は、以下の厚生労働省のホームページを開いてください。

厚生労働省 G-MIS ホームページ : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

- 2. 厚生労働省 G-MIS ホームページ より、新規ユーザ登録申請(システム移行期間限定) に関するマニュアルを開いてください。
- 3. マニュアルの表紙に記載されているURLからユーザ登録申請画面を開き、マニュアルの手順に従い、登録申請を行ってください。





※1 報告機関:病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局



医療機能・薬局機能情報提供制度 新規ユーザ登録申請 操作マニュアル Ver 1.00

新規ユーザ登録申請ページは以下URLからアクセスしてください。 操作マニュアルの内容に沿って利用者データの申請をお願いします。 <u>https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form</u> 令和5年3月24日 厚生労働省 G-MIS事務局

改訂履歴

#	版数	改訂日	改訂者	変更箇所	変更内容・理由
1	0.80	2023/2/28	G-MIS事務局	初版	-
2	1.00	2023/3/24	G-MIS事務局	・以下の目次を追加 1-1. 本マニュアルの位置づけ 4-1. G-MIS問合せ先 ・操作画面画像の最新化	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

目次

1. はじめに

	1-1.	本マニュアルの位置づけ		4
	1-2.	操作マニュアル構成説明	•••••	5
2.	新規	ユーザ登録申請		
	2-1.	システム操作概要	•••••	7
	2-2.	報告機関情報の登録申請	•••••	8
3.	動作	環境		
	3-1.	動作環境	•••••	32
1.	お問合	合せ先		
	4-1.	G-MIS問合せ先	• • • • • •	34

1. はじめに

1. はじめに 1-1. 本マニュアルの位置づけ

- 令和6年1月より開始される定期報告に向けて、都道府県からの周知に基づき作業をする報告機関(病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局)に対しては令和5年11月以降に順次G-MISのIDの配布が行われる予定です。
- IDの配布にあたり実施していただく作業として、令和5年4月から6月の期間に、G-MISの新規ユーザ登録申請画面を用いた利用者 データ申請を報告機関にて行っていただく必要があるため、当該申請に係る操作マニュアルを本資料に示します。
- ユーザ登録申請画面のページについては、以下URLからアクセスいただき、操作マニュアルの内容に沿って利用者データの申請をお願いします。 https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form
- 定期報告開始までのフローを以下に示します。

令和5年			- 本資料の	D説明範囲					令和6年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新 申請 内容 申請	規ユーザ登録申	請 申請 完了	 ・都道府県に ・G-MIS事務 ※令和5年 	」 よる承認 3局によるユーザ 1 1 月以降に順	全行準備 次発行予定		・ユーザ発行 ・パスワード 新しい PW PW変更	行通知受領 一設定	<mark>報告</mark> 取消 休診	定期報告	報告内容

1. はじめに 1-2. 操作マニュアル構成説明

■ 本資料では、G-MIS画面の操作について以下①~④の構成で説明します。



2. 新規ユーザ登録申請

2. 新規ユーザ登録申請

2-1. システム操作概要

報告内容の登録開始までのシステム操作概要として、3つのパートに分けて図示します。
 ① 新規ユーザ登録申請を行う → 2-2.報告機関情報の登録申請(P8~)
 ② G-MISにログインする
 ③ 定期報告を開始する
 ※別途、定期報告マニュアルを参照してください。







本資料の説明範囲

2. 新規ユーザ登録申請

2-2. 報告機関情報の登録申請(1/23)



メールアドレス入力画面

医療機関等情報支援システム	文字サイズの変更(標準 大
G-MIS新規ユーザ登録申請のご案内	
G-MISは、新型コロナウイルス感染症における情報支援の機能に加え、各種調査・報告を効率的かつ おります。	横断的に実施するためのプラットフォームとして運用して
病院等及び薬局の皆様には、調査・報告等へのご協力のためユーザ登録をお願いします。 本ページにて登録内容をご入力・申請いただいた後、都道府県による承認の上、厚生労働省G-MIS事 ユーザ発行が完了しましたら、ご入力いただいたメールアドレスにG-MIS利用開始案内メール(※) ※注意:現在、医療・薬局機能情報提供制度に係る移行データの申請期間中となるため、 <u>G-MIS利用</u> <u>す。</u>	務局にてユーザ発行の手続きを開始いたします。 を送付します。 開始案内メールについては令和5年11月以降に送付しま
G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム	
メールアドレス登録 メールアドレス認証 申請情報入力) 申請情報確認
最初に受信可能な電子メールアドレスを入力してください。※メールアドレスは、ユーザ発行完了後 お使いのメールアドレスの受信設定をしている場合は、info@g-mis.netからメールを受信できるよう	"は必須項目となります とにG-MIS上で変更可能です。 に設定してください。
* メールアドレス xxx@example.com	
私はロボットではあり ません ません	

G-MISで医療機能情報提供制度、または、薬局機能情報提供制度に係る報告を行う際、各報告機関はG-MIS用のユーザを利用します。

<u>令和5年4月から6月の期間において、ユーザ払い出しに必</u> 要な情報を「新規ユーザ登録申請画面」から申請いただく 必要があるため、以降に操作手順を説明します。

下記ユーザ登録申請画面のURLにアクセスし、左記に示す メールアドレス入力画面に遷移します。 https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form

 G-MIS新規ユーザ登録申請フォームにG-MISユーザで 使用するメールアドレスを入力します。

【注意】 メールアドレスの入力は必須としております。

2. 新規ユーザ登録申請 2-2. 報告機関情報の登録申請(2/23)	
メールアドレス 登録 メールアドレス 認証 申請情報 入力 申請情報 確認 申請完了 ユーザ発行 完了/却下	
メールアドレス入力画面	
・ ・ ・	② 「私はロボット を入れます。
G-MIS新規ユーザ登録申請のご案内	
G-MISは、新型コロナウイルス感染症における情報支援の機能に加え、各種調査・報告を効率的かつ横断的に実施するためのプラットフォームとして運用して おります。	
病院等及び薬局の皆様には、調査・報告等へのご協力のためユーザ登録をお願いします。 本ページにて登録内容をご入力・申請いただいた後、都道府県による承認の上、厚生労働省G-MIS事務局にてユーザ発行の手続きを開始いたします。 ユーザ発行が完了しましたら、ご入力いただいたメールアドレスにG-MIS利用開始案内メール(※)を送付します。 ※注意:現在、医療・薬局機能情報提供制度に係る移行データの申請期間中となるため、 <u>G-MIS利用開始案内メールについては令和5年11月以降に送付しま</u> <u>す。</u>	
G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム	
メールアドレス登録 メールアドレス認証 申請情報な力 申請情報確認 申請完了	
*は必須項目となります 最初に受信可能な電子メールアドレスを入力してください。※メールアドレスは、ユーザ発行完了後にG-MIS上で変更可能です。 お使いのメールアドレスの受信設定をしている場合は、info@g-mis.netからメールを受信できるように設定してください。	
* メールアドレス xxx@example.com	
2 私はロボットではあり ません プライバシー・利用規約	

 ① 「私はロボットではありません」のチェックボックスにチェック を入れます。 新規ユーザ登録申請
 2-2.報告機関情報の登録申請(3/23)



メールアドレス入力画面

G-MISは おります の画像をすべて選択してください	
病院等及 本ページ ユーザ発 *注意: す_	いします。 厚生労働省G-MIS事務局にてユーザ発行の手続きを開始いたします。 間始案内メール(※)を送付します。 なるため、 <u>G-MIS利用開始案内メールについては令和5年11月以降に送付しま</u>
G-MIS	↓ 申請情報入力 ↓ 申請情報確認 ↓ 申請完了
最初に受 お使いの * メール xxx@e	は、ユーザ発行完了後にG-MIS上で変更可能です。 ールを受信できるように設定してください。
000	確認

【補足:ロボット操作であるかの確認画面について】 チェックボックスにチェックを入れた際、複数の画像が並べられ た画面が表示される場合があります。

青枠に記載された指示に従い対象の画像を選択してください。

左記画面の場合は、自転車の画像をすべて選択します。

画像を選択したら、「確認」ボタンをクリックして、正しく画像 を選択できているか確認が行われます。

正しく画像を選択できている場合は、「私はロボットではあり ません。」の横にチェックが入ります。

画像選択が誤っていた場合は、別の画像が表示され、再度 選択対象画像が指示されるため、やり直してください。

2.新規ユーザ登録申請 2-2.報告機関情報の登録申請(4/23)	
メールアドレス 登録 メールアドレス 認証 申請情報 入力 申請情報 確認 申請完了 ユー 完	ーザ発行 了/却下
メールアドレス入力画面	
「厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム 文字サイズの変更 福準 大	 ③ 入力が完了 認」ボタンを 選邦
G-MIS新規ユーザ登録申請のご案内 G-MISは、新型コロナウイルス感染症における情報支援の機能に加え、各種調査・報告を効率的かつ横断的に実施するためのプラットフォームとして運用して	
病院等及び薬局の皆様には、調査・報告等へのご協力のためユーザ登録をお願いします。 本ページにて登録内容をご入力・申請いただいた後、都道府県による承認の上、厚生労働省G-MIS事務局にてユーザ発行の手続きを開始いたします。 ユーザ発行が完了しましたら、ご入力いただいたメールアドレスにG-MIS利用開始案内メール(※)を送付します。 ※注意:現在、医療・薬局機能情報提供制度に係る移行データの申請期間中となるため、G-MIS利用開始案内メールについては令和5年11月以降に送付しま す。 G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム	
は必須項目となります 最初に受信可能な電子メールアドレスを入力してください。※メールアドレスは、ユーザ発行完了後にG-MIS上で変更可能です。 お使いのメールアドレスの受信設定をしている場合は、info@g-mis.netからメールを受信できるように設定してください。	
* メールアドレス xxx@example.com	
私はロボットではあり ません プライバシー・利用規約	
る確認	

③ 入力が完了すると、「確認」ボタンが表示されます。「確認」ボタンをクリックして、メールアドレス入力確認画面に 遷移します。



2-2. 我百伐戌 月秋の豆跡中引(0/23)	
メールアドレス 登録 メールアドレス 認証 申請情報 入力 申請情報 確認 申請完了 ユーザ発行 完了/却下	
認証コード通知メール	
・・ 【厚生労働省G-MIS事務局】新規ユーザ登録申請 認証コードのご連絡 - メッセージ (テキスト形式) 「 「 」 「 」 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	 ⑤ 受信し 認証コ
2023/03/07 (火) 17:40 厚生労働省 G-MIS事務局 <info@g-mis.net> 【厚生労働省G-MIS事務局】新規ユーザ登録申請 認証コードのご連絡 宛先</info@g-mis.net>	【注意】 認証コ- ステータ 60分経
認証コードを使用し、認証を完了してください。 認証後、本申請画面に遷移いたします。画面に従って、本申請を完了してください。	
このメールの受信から 60 分以内に申請が完了しない場合は、「認証コード」が無効となります。 無効となった場合は、認証コードを再発行していただき、再度申請いただきますようお願いいたします。	
※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。 ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。	

立に十日 つ

2

⑤ 受信した認証コード通知メールに記載されている6桁の 認証コードを控えます。

認証コード通知メールを受信してから60分以内に「申請完了」 ステータスまで操作を進めてください。 60分経過すると、最初からやり直しになります。



メールアドレスを修正する





【補足:入力項目について】 ユーザ登録申請では以下の情報が必要です。 ご準備の上、入力してください。

項目名	記入例	項目名	記入例
機関名	サンプル病院	機関コード	1234567890
機関区分	1 : 病院	機関判別 区分	1:保険機関コードもしくは 助産所コードを持っている
電話番号	0312345678	保険機関 コード	1301234567
郵便番号	1234567		
都道府県	東京都	市区町村	千代田区
町名·番地	サンプル町 1 – 2 – 3	建物名	サンプルビル 1 階
担当部署	G-M I S課	※ ①で入力した:	メールアドレスが既に入力されています。
担当者 姓	山田	担当者 名	太郎
担当部署 電話番号	00012345678	メール アドレス ※	xxx@example.com

【機関コード補足】

機関コードの入力については、都道府県からの指示に従ってください。 (都道府県からの指示がなく、機関コードを知り得ない場合は、空白でも構いません。)



3.新規ユーザ登録申請 2-2.報告機関情報の登録申請(11/23)



ユーザ登録申請入力画面

	補足②
* 機關区分	* 機関判別区分
補足① ~	1:保険機関コードもしくは助産所コードを持っている(保険医療材♥
* 電話番号 ※ハイフンなし半角数字10桁または11桁で入力してください。	保険機闘コード ※半角数字10桁で入力してください。
012345678	
エラー: 電話番号は半角数字10桁または11桁で入力してください。	エラー:機関判別区分に「1:保険機関コードもしくは助産所コードを持っ
	ている(保険医療機関もしくは保険楽局である)」が選択されている場 合、保険機関コードは半角数字10桁の必須入力です。



【補足:入力形式によるエラーについて】 左記に例示するように、項目の入力形式と異なるテキストや 数字を入力した場合、エラーメッセージが表示されます。

エラーメッセージの対応について、次ページ以降の補足①~ ③で説明します。

- 補足①:電話番号の桁数エラー
- 補足②:保険機関コードの入力チェックエラー
- 補足③:保険機関コードの都道府県番号エラー



新規ユーザ登録申請
 2-2.報告機関情報の登録申請(13/23)



ユーザ登録申請入力画面

佣足(2)
* 機関判別区分
1:保険機関コードもしくは助産所コードを持っている(保険医療株❤
保険機関コード ※半角数字10桁で入力してください。
エラー:機関判別区分に「1:保険機関コードもしくは助産所コードを持っている(保険医療機関もしくは保険薬局である)」が選択されている場
合、保険機関コードは半角数字10桁の必須入力です。
7
* 機関判別区分
2:保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない(保険医源>
2:保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない(保険医源▼ 保険機関コード ※半角数字10桁で入力してください。
2:保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない(保険医源▼ 保険機関コード ※半角数字10桁で入力してください。 0123456789
2:保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない(保険医源▼ 保険機関コード ※半角数字10桁で入力してください。 0123456789 エラー:機関判別区分に「2:保険機関コードもしくは助産所コードを持っ
2:保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない(保険医源▼ 保険機関コード ※半角数字10桁で入力してください。 0123456789 エラー:機関判別区分に「2:保険機関コードもしくは助産所コードを持っ ていない(保険医療機関もしくは保険薬局でない)」が選択されている場

【補足②:保険機関コードの入力チェックエラー】 機関判別区分で選択した内容によって、保険機関コード項 目の入力チェックが行われます。

- ■「1:保険機関コードもしくは助産所コードを持っている (保険医療機関もしくは保険薬局である)」 を選択した場合: 保険機関コードを入力してください。
- ■「2:保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない (保険医療機関もしくは保険薬局でない)」
 を選択した場合:
 保険機関コードの入力は不要です。
 入力している場合は空白にしてください。

新規ユーザ登録申請 2-2.報告機関情報の登録申請(14/23)



ユーザ登録申請入力画面



【補足③:保険機関コードの都道府県番号エラー】 保険機関コードの最初の2桁の数字が、申請対象機関の都 道府県番号と一致する必要があります。 エラーメッセージが表示された場合、保険機関コードを確認し て再入力してください。



 ⑧ 利用規約およびプライバシーポリシーを確認し、チェック ボックスに同意のチェックを入れます。
 ※左記画面では各内容の記載場所をイメージで記載 しています。



2.新規ユーザ登録申請 2-2.報告機関情報の登録申請(17/23)



ユーザ登録申請内容確認画面



- 10 入力内容を確認し、「申請する」ボタンをクリックして、
 - ユーザ登録申請を行います。 ユーザ登録申請を行います。

入力内容を修正する場合、「申請情報を修正する」ボ タンをクリックして情報を修正してください。修正後、手順 ⑨から申請作業を再開してください。

2. 新規ユーザ登録申請 2-2. 報告機関情報の登録申請(18/23)



ユーザ登録申請内容確認画面

《入厚生労働省 G-MIS 文字サイズの変更 標準 大 特大 医療機関等情報支援システム G-MIS新規ユーザ登録申請のご案内 G-MISは、新型コロナウイルス感染症における情報支援の機能に加え、各種調査・報告を効率的かつ横断的に実施するためのプラットフォームとして運用して おります。 病院等及び薬局の皆様には、調査・報告等へのご協力のためユーザ登録をお願いします。 本ページにて登録内容をご入力・申請いただいた後、都道府県による承認の上、厚生労働省G-MIS事務局にてユーザ発行の手続きを開始いたします。 ユーザ発行が完了しましたら、ご入力いただいたメールアドレスにG-MIS利用開始案内メール(※)を送付します。 ※注意:現在、医療・薬局機能情報提供制度に係る移行データの申請期間中となるため、G-MIS利用開始案内メールについては令和5年11月以降に送付しる す。 G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム 申請情報確認 補足 申請内容は、既に申請されている内容との重複が検出されました。(重複検出項目) いがないかご確認ください。 機関情報 機関名 機関コード サンプル病院 1234567890 00012345678 xxx@example.com

【補足:重複申請の確認について】

入力した機関名、保険機関コード、電話番号などの申請 内容が過去の申請内容と一致した場合、重複申請である ことがメッセージで表示される場合があります。

過去の申請内容に誤りがあり再申請する等の理由により、 重複申請で問題ない場合は、「申請する」ボタンをクリックし てユーザ登録申請を行ってください。

入力内容を修正する場合、「申請情報を修正する」ボタン をクリックして情報を修正してください。修正後、手順⑧から 申請作業を再開してください。

2. 新規ユーザ登録申請 2-2. 報告機関情報の登録申請(19/23)



ユーザ登録申請完了画面

-MIS新規ユーザ登録申請ン	7オーム					
メールアドレス登録		申請情報入力	申請情報確認	申請完了		
新規ユーザ登録申請が完了しました。						
申請番号:APF-00001750						
入力したメールアドレス宛に完了通知メールをお送りしております。 都道府県による承認後、令和5年11月以降に、G-MISユーザ発行の案内メールを送付します。 以下、登録された申請内容になります。						
なお、ご入力頂いた申請内容は、完了通 今後の申請に対する問い合わせが必要に 必ず以下の「申請内容ダウンロード」オ	知メールではお送りしません。 なった際、申請内容の確認に必 タンを選択の上、ファイルを係	3要となりますので、 存してください。				
由諸内容をダウンロード		いつちゅうテノゼナル				
ファイルの保存完了後、このページを終	{了するには、ブラウザのウィン	アリを閉してくたさい。				
ファイルの保存完了後、このページを終 機関情報	?了するには、ブラウザのウィン	アンを閉じてください。				

申請完了後、左記の画面が表示されます。

※左記の画面は、あくまでユーザ登録申請の完了をお知らせするものであり、G-MISユーザの発行が完了しているわけではありませんので、ご留意ください。

都道府県による承認後、令和5年11月以降にG-MISユーザ発行の案内メールの通知が行われる予定です。

① 今後、報告機関の皆様が申請内容に関してお問い合わせを必要とする際に、申請内容が必要になりますので、
 必ずダウンロードして保管してください。
 申請内容のダウンロードは、「申請内容をダウンロード」

中間内谷のタリンロートは、「中間内谷をタリンロート」 ボタンをクリックすると行われます。

【注意】 申請内容はメールで送付されません。

新規ユーザ登録申請 2-2.報告機関情報の登録申請(20/23)



ユーザ登録申請完了画面



ダウンロードしたファイルは以下の命名規則になっています。 大切に保管してください。

[機関名]_G-MIS新規ユーザ登録申請完了通知書_[申請日].pdf

新規ユーザ登録申請 2-2.報告機関情報の登録申請(21/23)



ユーザ登録申請完了メール

									-	×
ファイル	メッセージ	挿入	オプション	書式設定	校閲	ヘルプ	Q	何をしますか		
宛先	2023/03/0 厚生労働 【厚生労働)7 (火) 17)省 G-M 省G-MIS哥	?:42 IS事務局 - 事務局】新規ユ	<info@g-r ーザ登録申請</info@g-r 	mis.net: 完了のご連	> 絡[申請番 [₽]	号:AP	PF-00001750]		~
サンプ G-MIS	ル病院 山日 ユーザ登録	日 太郎 限申請が:	様 完了しまし	t=。						
都道府 G-MIS	都道府県による承認後、令和5年11月以降に、G-MIS ユーザ発行の案内メールが送られます。 G-MIS ユーザ登録申請について、ご不明点がございましたら、G-MIS 事務局へご連絡ください。									
なお、 問合せ	ご入力頂い の際は、お	た申請内 手元に目	内容は、本5 申請内容を3	完了通知メ ご用意して	ールでは いただく	はお送りし とスムー	ノませ -ズに	ん。 対応が可能です。	5	
※この ご返	メールは送 気信いただい	信専用の いてもお	Dメールア 答えできま	ドレスから せんのでこ	配信され ご了承く:	iています ださい。	F.			

また、申請完了時、左記のユーザ登録申請完了メールが配 信されます。

以上で、新規ユーザ登録申請は完了となります。

新規ユーザ登録申請 2-2.報告機関情報の登録申請(22/23)



G-MIS利用案内メール

85		【厚生労	謝省G-	MIS	事務局】シス	テムのご案	内 - メ	vセージ (H	ITML 形式	C)	Œ		×
ファイル	×গ্রহ–	» ^	ルプ	Q	何をしますが	b^							
9	2023) 厚生 【厚生	/01/24 (労働省 労働省G	火) 18: G-MI -MIS事	26 S事羽 務局】	務局 <inf システムのご</inf 	fo@g-r 案内	nis.ne	t>					
9270													^
サンプル	ル病院												
山田 太	郎様												
G-MIS	へよう	こそ!											
システィ	ムをご	利用する	るには										
[パスワ	ードリ)セット	用 URI	L]									
にアクー	セスし	、パスワ	7ード	を設定	定してくた	ぎさい。							
ユーザ	ユーザ名:[ユーザ ID]												
2回目り	以降の	アクセス	くはこち	ちらカ	から								
[ログイ	ンUR	L]											
よろし	くお願	いしまう	† .										
※この.	メール	は送信耳	専用の	×-)	ルアドレス	、から配	信され	ています	-				
ご返	信いた	だいて	もお箸	えで	きませんの	のでごう	承くた	さい。					

令和5年11月以降の通知予定です。

都道府県による承認、および、G-MIS事務局による申請 内容の確認が完了すると、ユーザ発行が行われます。ユーザ 発行が完了すると、報告機関に左記のG-MIS利用案内 メールが配信される予定です。

メールの案内に従い、ユーザのパスワードを設定してください。 ※上記作業を行っていただくのは、令和5年11月以降となる予定です。(現時点での対応は不要です。) また、既にG-MISアカウントを持っている病院等・薬局に対しては、G-MISからアカウントの確認が完了した旨が通知されます。

新規ユーザ登録申請 2-2.報告機関情報の登録申請(23/23)



ユーザ登録申請却下メール

•	【厚生労	働省G-MI	S事務局】新規	ユーザ登録申	請却下の	ご連絡 - >	kyセーシ	ッ (テキスト形う	式)	Ŧ		×
ファイル	メッセージ	挿入	オプション	書式設定	校閲	ヘルプ	Q	何をしますか	۱.			
宛先	2023/03/1 厚生労働 【厚生労働	16 (木) 19 加省 G-M 省G-MIS	9:52 NIS事務局 事務局】新規コ	<info@g-i ーザ登録申請</info@g-i 	mis.net 却下のご道	-> 連絡						^
サンプ	ル病院 山日	田 太郎	様									
都道府! [申請番	県により、 号:APF-(G-MIS 0000175	新規ユーザ ;0]	登録申請カ	「お不は	れました	٥					
申請却	下の理由は	:以下とオ	なります。									
中 _{明ス} xxx のf 再申請	レジェロ・ こめ却下し は不要です	ました。 。										
申請却 ご不明	下理由をご 点がござい	確認くフ ましたi	^{ださい。} う、都道府	県へご連絡	ください) ₀						
※この ご返	メールは送 S信いただい	信専用の いてもお	のメールア 答えできま	ドレスから そせんのでき	配信され ご了承く	1ていま ⁻ ださい。	す。					

都道府県またはG-MIS事務局から申請内容が却下される と、ユーザ登録申請却下メールが配信されます。

申請却下理由の内容を確認し、指示に従ってください。

- 再申請が必要な場合:手順①から再申請してください。
- 再申請が不要な場合:作業終了です。

3. 動作環境

3-1. 動作環境

パソコン

プラットフォーム	ブラウザ
MacOS	■APPLE SAFARI(最新バージョン) ■GOOGLE CHROME(最新バージョン) ■MOZILLA FIREFOX(最新バージョン)
Windows	■GOOGLE CHROME(最新バージョン) ■MICROSOFT EDGE(Windows10のみ) ■MOZILLA FIREFOX(最新バージョン)

※ セキュリティの問題によりMicrosoft Internet Explorerは 使用不可となっております。

②スマートフォン・タブレット

プラットフォーム	ブラウザ
Android端末	■GOOGLE CHROME(最新バージョン)
iOS端末	■APPLE SAFARI(最新バージョン)

③ドメイン制限解除

ネットワーク	ドメイン
Web接続	www.med-login.mhlw.go.jp www.g-mis.mhlw.go.jp

※インターネット接続制限をされている環境の場合は上記ドメインをすべて許可してください。 ※設定方法は各医療機関のネットワークご担当者様にご確認ください。

4. お問合せ先

4. お問合せ先 4-1. G-MIS問合せ先

新規ユーザ登録申請のシステム操作に関わる内容についてご不明点ございましたら、「**厚生労働省 G-MIS事務局」**までお問合せください。 ※本マニュアルに掲載されている内容に関するご質問以外(例:制度に係る問合せ等)はG-MIS事務局ではお受けできませんので、その点 についてご留意ください。

【お問合せ先】 **厚生労働省 G-MIS事務局** 0570-783-872(土日祝日を除く平日9時~17時)

G-MISへの移行までのフロー

○ 令和 5 年度における薬局機能情報の定期報告は、厚生労働省のシステム「G-MIS」から報告を行う こととなります。各薬局において、令和 5 年度中にG-MISのアカウントを申請・取得の上、令和 6 年 1月から 3 月に定期報告を実施いただきます。



<u>全国統一システムについて</u>

○「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」等で全国統一的な検索サイトの検討に取り組んできましたが、 <u>令和5年度(令和6年1月)からG-MISを利用した定期報告を開始し、報告された情報を基に令和6年度</u> <u>(令和6年4月)から全国統一システムを利用した情報提供を開始します。</u>



<u>全国統一システム構築によるメリット</u>

- 全国統一的な報告システムに統合されることにより、病院等及び薬局については報告に係る負担の軽減が期待されます。
- また、住民・患者については、これまでの都道府県ごとのシステムから全国統一システムに移行することで、都道府県 を跨いだ検索が可能になり、利便性が向上します。また、全都道府県の検索システムがスマートフォンや多言語に対応し、より国民が使いやすいシステムとなります。

病院等為	及び薬局		住民·患者	
報告システムの統一	初期表示の拡充	都道府県横断検索	スマホ対応	多言語対応等
 医療機関向け調 査の共通プラッ フォームであるG- MIS(医療機関 等情報支援シス ム)から報告 	 疾患・治療の昨年 度実績件数につい て匿名レセプト情 報・匿名特定健診 等情報(NDB) を基に集計した件 数を初期表示 	 1回の検索操作 で都道府県を跨い だ横断的な検索 が可能。 	• スマートフォンから の検索が可能。	 文字サイズ変更、 音声読み上げ、多 言語翻訳(英語、 中国語[簡体/繁 体]、韓国語)に 対応。

全国統一システム構築の構築状況説明

- 4月から9月末にかけ、定期報告準備データ移行を実施し、令和5年度定期報告(1月~3月)に向けた準備を実施。
- G-MISを利用して報告したデータが全国統一システムに連携され、令和6年4月から住民・患者に公開される。



※本スケジュールは概略版です。詳細は別添2移行方針書をご参照ください。

全国統一システムへのシステム移行概要

○ サービスインのマイルストーンにて行われるシステム移行の概要を以下に記載いたします。システム移行のマイルストーンに向け、必要な準備等を実施いただくようお願いいたします。

※マイルストーンの期日及びシステム移行概要については現時点の予定であり、今後変更になる可能性がございます。

 ○ 各システムの機能の詳細については、移行支援HP(https://en.surece.co.jp/tantokaigi-r3/)などより入手可能な操作手順 書をご参照ください。

システム	マイルストーン/時期(想 定)	利用者	システム移行の概要
G-MIS	G-MIS報告機能サービス イン①/ 2023年7月末(令和5年 7月末)	関係機関	▶ 関係機関のポータル機能(※1)が利用可能となる。 ※1:各都道府県が独自に用意するマニュアル等をG-MISのポータルに掲載することが可 能になる。
	G-MIS報告機能サービス イン②/ 2023年10月末(令和5 年10月末)	関係機関	▶ 関係機関向けにG-MISの医療・薬局機能情報提供制度に関する機能(※2)が利用可能となる。 ※2:移行が完了した都道府県については、差分データの入力、調査票作成支援ツールに入力する全項目CSVファイルの出力等が可能になる。
		病院等及び薬局	▶ 病院等及び薬局のG-MISアカウントが払い出される。※ただし、医療機能・薬局機能情報提供制度に関する機能は、当時点では利用不可の予定。
	G-MIS報告機能サービス イン③/ 2024年1月上旬(令和 6年1月上旬)	病院等及び薬局	▶ 病院等及び薬局向けにG-MISの医療・薬局機能情報提供制度に関する機能(※ 3)が利用可能となる。 ※ 3:新規報告・定期報告・随時報告を行うことが可能になる。
全国統一 システム	全国統一システム(関係 者向け)/ 2023年10月末(令和5 年10月末)	関係機関 病院等及び薬局	▶ 関係機関、病院等及び薬局の全国統一システムアカウントが有効化される。 ▶ 全国統一システムの関係者向け全機能が利用可能になる。
	全国統一システム(住民・ 患者向け)/ 2024年4月1日(令和6 年4月1日)	住民·患者	▶ 全国統一システムの住民・患者向け機能が開放され、住民・患者が、病院等及び薬局の検索が可能になる。

よくある質問

令和6年1月から令和5年度定期報告をG-MISで報告することとなりますが、都道府県で運用している現行のシステムについては、令和6年3月31日まで公表している必要があると思います。 現行のシステムにおいては、令和6年1月から3月までの3か月間は定期報告前の古い情報を公表する認識でよろしいでしょうか。

ご認識の通り、令和5年度定期報告をG-MISで実施し、令和5年度定期報告で報告された内容は、令和6年度4月 以降に全国統一システムで公表される予定です。

上記期間における都道府県の現行システム上の情報更新要否については、都道府県様にてご判断いただくようお願い 申し上げます。

令和6年1月から3月に令和5年度定期報告をG-MISで報告することとなりますが、都道府県の運用上、 定期報告を1月から3月に実施することが困難です。 令和5年度定期報告について、4月以降に実施することは可能でしょうか。

制度上、可能な限り全国的に情報更新時期を揃えられるよう1月から3月の定期報告をお願いしたい ところですが、都道府県のご事情により、4月以降、定期報告を実施してもシステム(G-MIS及び全 国統一システム)上の問題はありません。

よくある質問

令和5年度に実施予定の定期報告準備データ移行につきまして、データの提出時期が8月中旬であり、 データの移行期間は9月末までとなっていますが、都道府県から提出したデータにおいて、取り込みエラーが 発生した場合、修正データはいつまでに再提出すれば良いでしょうか。

報告等データ、利用者(医療機関・薬局)データは「令和5年7月14日(金)」までにご提出ください。インタフェー スの違反が無いデータを厚生労働省に提出できるよう入念な準備をお願いいたします。 なお、基本的には再取込は想定しておらず、取り込みエラーが生じた場合は、提出完了期限の「令和5年8月18日 (金)」までに再提出いただいた場合のみ、再取込が可能です。 都道府県におかれましては、可能な限り、1回のご提出で完了させるようご協力をお願い致します。